

公益財団法人 日本テニス協会

公認審判員登録細則

(目的)

第1条 本細則は、テニス規則に精通し、公正な審判技術を備えた者を、公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）が公認することにより、テニス競技の円滑な運営を図ることを目的として制定する。

(公認審判員の種類および資格)

第2条 公認審判員の種類および資格は下記の通りとする。

1. レフェリー

1) 国際レフェリー

国際テニス連盟（以下「ITF」という。）、WTA、ATPの基準に従い、認定されたゴールドバッジレフェリー、シルバーバッジレフェリー

2) A級レフェリー

B級レフェリー資格既得者で、所定のレフェリー実務を経験した後、所属する地域協会、都府県協会または本協会の審判委員会（以下「委員会」という。）の推薦によりA級レフェリー認定講習会を受け、認定試験に合格した者

3) B級レフェリー

A級・B級審判員の資格既得者で、B級レフェリー認定講習会を受け、認定試験に合格した者

2. チーフアンパイア

チーフアンパイアの資格は、以下の2つとする

1) 国際チーフアンパイア

ITF、WTA、ATPの基準に従い、認定されたゴールドバッジ・チーフアンパイア、シルバーバッジ・チーフアンパイア

2) A級チーフアンパイア

A級・B級審判員、B級レフェリー、およびB級チーフアンパイアの有資格者で、所属する地域協会、都道府県協会または委員会の推薦により、全日本選手権においてアシスタントチーフアンパイアとしての実務評価を受け審判委員会の審査に合格した者

3) B級チーフアンパイア

C級審判員以上の資格を有する審判招集実務経験者で、地域協会、都道府県協会および委員会の推薦により、B級チーフアンパイア講習会を受講した者

3. アンパイア

アンパイアの資格は、以下の4つとする。

1) 国際審判員

ITF、WTA、ATPの基準に従い認定されたブロンズバッジ以上を取得している者

2) A級審判員

B級審判員有資格者の中から審判委員会が選考する。A級審判員候補者は55歳以下のものとする。なおA級審判員への昇格プロセスは、下記のとおりとする。

- ① B級審判員であること。

- ② B級審判員の中から経験、資質を勘案して、認定員がA級審判員候補者を選抜する
 - ③ 認定員2名以上が候補者の実技審査・個人面接を経て総合評価を行う。
 - ④ 審判委員会の最終審査を経てA級審判員として認定する。
 - ⑤ この結果は、本協会常務理事会に報告される。
- 3) B級審判員
C級審判員既得者で、B級審判員認定講習会を受け、認定試験に合格した者
 - 4) C級審判員
C級審判員認定講習会を受け、認定試験に合格した者

(公認審判員資格申請)

第3条 C級審判員の資格取得を希望する者は、認定講習会を主管する地域テニス協会、都道府県テニス協会または本協会に申し込むこととする。

- 2 B級以上の審判員の資格、B級以上のレフェリー資格または国内チーフアンパイア資格の取得を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入し、本協会に申し込むこととする。

(資格認定講習会および認定試験)

第4条 本協会が主催する認定講習会および認定試験は委員会が主催するが、その実施にあたり、C級審判員については、その主管を地域テニス協会、都道府県テニス協会に委嘱することができる。

- 1) 認定講習会および認定試験は、認定員が講習および試験を行う。
- 2) 認定講習会および認定試験を実施するにあたり、別に定める受講料、受験料を徴収することができる。
- 3) 認定講習会および認定試験の実施要項については別に定める。

(認定および認定員)

第5条 認定講習会を受け認定試験に合格した者を、委員会が審査し、本協会が認定する。認定員は、公認審判員の中から、委員会が推薦し、本協会常務理事会が任命する。

(登録)

第6条 認定講習会を受け認定試験に合格した資格申請者は、直ちに所定の登録用紙に必要事項を記入の上、登録料(3年間4,000円)を添えて、レフェリー、チーフアンパイアおよびB級以上の審判員資格は本協会へ、C級審判員資格は所属都道府県テニス協会に提出する。登録を申請し、委員会審査に合格した者には本協会が「公認審判員証」を交付する。

(任務)

第7条 公認審判員の任務は次のとおりとする。

本条で「大会」とは、本協会又は本協会加盟団体が、主催、公認、主管する大会をいう。

本条で「審判」とは、レフェリー、アシスタントレフェリー、国体・都市対抗大会におけるコートレフェリー、ロービングアンパイア、チーフアンパイア、アシスタントチーフアンパイア、チェアアンパイア、ネットアンパイア、ラインアンパイア等の任務につくことをいう。

1. レフェリー

1) 国際レフェリー

- ① 国際レフェリーの任務は、それぞれITF/WTA/ATPの規程に従う。
- ② 委員会の要請により、A級、B級レフェリー認定講習会および認定試験ならびにA

級、B級、C級審判員認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

2) A級レフェリー

- ① 主として、本協会主催、公認、主管大会のレフェリーとなる。原則として各大会の全日程にわたりレフェリーを勤める。
- ② 委員会の要請により、B級レフェリー認定講習会および認定試験ならびにB級、C級審判員認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

3) B級レフェリー

主として、地域テニス協会、都府県テニス協会および本協会加盟団体が主催、公認、主管する大会のレフェリーとなる。原則として各大会の全日程を勤める。

2. チーフアンパイア

1) 国際チーフアンパイア

国際チーフ アンパイアの任務は、それぞれITF/WTA/ATPの規程に従う。

2) A級チーフアンパイア

本協会主催、公認、主管大会において審判員の招集・教育を担当し、レフェリーと連携して審判の配置および仕事の割り振りをするとともに、レフェリー業務を補助する。必要に応じて、新人発掘育成のための講習会を大会前に開催し講師を務める。

3) B級チーフアンパイア

本協会主催、公認、主管および地域テニス協会、都道府県、市町村大会において、審判員を招集し、必要に応じて、新人発掘育成のための講習会を大会前に開催し講師を務める。

3. アンパイア

1) 国際審判員

- ① 国際大会においては、ITF/WTA/ATPの規程に従う。
- ② 委員会の要請により、A級、B級、C級審判員認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。

2) A級審判員

- ① 主として、本協会主催、公認、主管大会の審判を行う。
- ② 委員会の要請により、B級、C級認定講習会および認定試験の講師または試験官を務めなければならない。
- ③ A級審判員および元A級審判員はエバリュエーターの任務に就くことができる。
エバリュエーターとは、審判員の評価・指導・教育をする者

3) B級審判員

主として、本協会主催、公認、主管大会の審判を行う。

4) C級審判員

主として、地域テニス協会、都府県テニス協会および本協会加盟団体が主催、公認、主管する大会の審判を行う。

(派遣公認審判員)

第7条の2 前条の任務にあたる公認審判員の選考は、各大会の主催者の要請に基づき審判委員会が行う。

(報酬)

第8条 審判員は、各大会がそれぞれ定める報酬を受け取ることができる。

(任期と更新)

第9条 公認審判員（アンパイア）の資格有効期間は3年とする。

更新を希望する者は、有効期間中に次の更新ポイントを満たした上、所属都道府県テニス協会を經由して本協会へ更新申請を行うものとする。

1) 更新ポイント

- ① A級審判員・・・90ポイント
- ② B級審判員・・・30ポイント
- ③ C級審判員・・・12ポイント

2) ポイントの取得

① 各種大会

本協会の主催／共催／主管／公認大会及び公式国際大会（海外活動を含む）	3P/1日
地域テニス協会の主催／主管大会	2P/1日
都道府県テニス協会及び加盟団体の主催／主管大会	1P/1日
本協会の協力団体の主催／主管大会	1P/1日

公認審判員資格を有するが、公認レフェリー資格のない者が大会のレフェリー、コートレフェリーまたはロービングアンパイアを務めた場合には、前記の表に従って、公認審判員更新ポイントを与える。

② 審判講習会・認定会

地域テニス協会、都道府県テニス協会等の主催者から提出された「審判講習会認定申請書」に基づき、審判委員会が承認した講習会・認定会に出席した者は1ポイント/1日を与える。ただし、そのときの講師が認定員の場合は、2ポイント/1日を与える。

2 公認レフェリー、及び公認チーフアンパイアの資格有効期間は3年とする。更新を希望する者は、有効期間中に下記の更新ポイントを満たした上、所属都道府県協会を經由して本協会へ更新申請を行うものとする。

1) 更新ポイント

- ① A級レフェリー、A級チーフアンパイア・・・60ポイント
- ② B級レフェリー、B級チーフアンパイア・・・30ポイント

2) ポイントの取得

本協会の主催／共催／主管／公認大会及び公式国際大会（海外活動を含む）	20P/ 1大会
地域テニス協会主催／主管大会	10P/ 1大会
都道府県協テニス会及び加盟団体の主催／主管大会	10P/ 1大会
本協会協力団体主催／主管大会	10P/ 1大会
上記大会の審判招集業務（チーフ資格者のみ）	5P/ 1大会

公認レフェリー資格のある者が、アシスタントレフェリー、コートレフェリー、ロービングアンパイアを務めた場合には、上記の表に示されたポイントの50%を与える。なお、公認審判員資格と公認レフェリー資格の両方を保有している者取得表（*）に従う。

大会の全日程にわたり勤めなかった場合は、日数に応じて減点するものとする。

（例）7日間の大会で2日務めた場合は、

10ポイント×2日÷7日＝3ポイント（小数点以下四捨五入）

3) 公認レフェリー講習会・認定会

地域テニス協会、都府県テニス協会等の主催者から提出された「審判講習会認定申請書」に基づき、審判委員会が承認した講習会・認定会に出席した者は1日1ポイントを与える。複数資格を所有している者には、それぞれに更新ポイントを与える。ただし、そのときの講師が認定員の場合は、2ポイント/1日与える。

公認審判員ポイント取得表

	講習会	大会役職			審判招集業務
		審判員	レフェリー	チーフ	
審判員資格	全資格	○	×	×	×
レフェリー資格	ポイント	×	○	○	×
チーフアンパイア資格	付与	×	×	○	○

(資格の喪失)

第10条 次の者は資格を喪失する。

- 1) 本協会の名誉を著しく傷つける言動のあった者
- 2) 病気等正当な理由なく、任期中定められた任務を果たさなかった者
- 3) 任期満了に伴う更新手続きを怠った者

※B級審判員資格とB級レフェリー資格の両方を有している者が、B級審判員資格を喪失しても、B級レフェリー資格は有効である。

(資格喪失者の責務)

第11条 公認審判員の資格を喪失した者は、直ちに公認審判員証その他を本協会へ返納しなければならない。

(細則の改廃)

第12条 本細則の改廃は、本協会常務理事会の承認を要する。

平成6年4月1日制定	平成15年3月1日改正
平成8年3月1日改正	平成16年3月1日改正
平成9年3月1日改正	平成17年3月1日改正
平成10年3月1日改正	平成18年3月1日改正
平成11年3月1日改正	平成19年3月1日改正
平成12年3月1日改正	平成24年4月1日改正
平成13年3月1日改正	平成25年2月13日改正
平成14年3月1日改正	令和3年3月16日改正